

＜第3次川口市男女共同参画計画素案＞パブリックコメント

NO	ページ	分野	ご意見の内容	市の対応・考え方
1	P.2	1計画策定の背景	「1 計画策定の背景」について 日本社会のジェンダー平等推進の取り組みの進捗は、ジェンダーギャップ指数による世界ランキングでの順位に明確に表れているにもかかわらず、これへの言及がなく、川口市としての危機感が感じられない。言及するべきである。	ご意見を受けて、下線部の文章を追加しました。 「しかしながら、世界経済フォーラムが公表している男女格差を測るジェンダーギャップ指数において、日本は毎年、男女格差の大きな国として下位にランキングされており、令和4(2022)年も146か国中116位となっています。実際の社会の状況を見ると、令和2(2020)年に始まる新型コロナウイルス感染症流行下においては、…」
2	P.3	2(1)国際的な取り組み	「2-(1) 国際的な取り組み」について 国連での取り組みについて、GSWに言及して「発足直後から女性の地位向上を目指した活動に取り組んできました」にすれば、昭和42(1967)年の「女子差別撤廃宣言」にも言及すると、また、女性差別撤廃条約は、1975年の「メキシコ会議」以降開始された「国連婦人の10年」キャンペーンの中心をなしているの、それがわかるように書くこと。	ご意見を受けて、文章表現を下記のように修正いたします。 「国連は、昭和21(1946)年に「女性の地位委員会」を設置するなど、発足直後から女性の地位向上を目指した活動に取り組んできました。昭和42(1967)年には「女性に対する差別撤廃宣言」が採択されるなど、女性の地位向上に努めてきました。男女平等を目指す国連の取り組みの中でも、国に大きな影響を与えたのは、昭和15(1976)年から始まる「国連婦人の10年」の活動です。前年の昭和50(1975)年に「国際婦人年世界会議」が開催され、女性の地位向上に向けてのガイドライン目標を定めた「世界行動計画」が採択されました。その行動計画を実現するよう世界に求めたのです。昭和54(1979)年には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(以下、「女子差別撤廃条約」)が採択され、同条約は昭和56(1981)年から発効し、日本も昭和60(1985)年に批准しています。」
3	P.3	2(1)国際的な取り組み	「2-(1) 国際的な取り組み」について SDGsを取り上げているが、目標5は、17のうちの一つではなく、クロスカッティングなのである。例えば、SDGsアジェンダ文書では、パラグラフ20において、「ジェンダー平等の実現と女性・女児のエンパワーメントは、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものである」(Realizing gender equality and the empowerment of women and girls will make a crucial contribution to progress across all the Goals targets.)とされており、そして、「このアジェンダ全体の実施において、ジェンダー視点をシステムティックに主流化していくことは決定的に重要である」(The systematic mainstreaming of a gender perspective in the implementation of the Agenda is crucial.)と結んでいる。この点は、日本政府の現行男女共同参画基本計画にも明記されている事柄である。自治体の男女共同参画基本計画だからといって、この点を無視することは、SDGsの趣旨を曲げるものであり、許されない。	ご意見を受けて、下線部の文章を追加しました。 「近年では、平成27(2015)年に国連サミットで「持続可能な開発のための2030年アジェンダ」が採択されました。その中で、2030年までに達成すべき目標としてSDGs(エスディーズ:持続可能な開発目標)が位置づけられています。SDGsは17の目標で構成されており、その目標の一つとして「目標5 ジェンダー平等を実現しよう」が設定されています。ただしジェンダー平等は単なる17の目標のうちの一つというわけではありませんが、SDGsの前文には「ジェンダー平等は全体の達成目標としても掲げられており、さらに17の目標を達成するためにジェンダーの視点は欠かせない」とされています。ジェンダー平等は、すべての目標に関わっており、それぞれのゴールについて、男女別のデータを分析したり、女性と男性にどのような影響があるかを考えるなど、すべての政策や事業に關して「ジェンダーの視点を取り入れていくことが重要」です。SDGsの達成には、国際社会全体及び各国政府、地方自治体、民間セクターに至るまでの広範囲な参加主体を巻きこむこととしています。」
4	P.3	2(1)国際的な取り組み	「2-(1) 国際的な取り組み」について 近年では、サミットにおけるジェンダー平等実現への取り組みも加速している。本年5月に広島で開催されるサミットにおいて重要論点として議論される予定あり (https://www.3.nhk.or.jp/news/html/20221215/k10013924321000.html)、栃木県において関連関係会合も開催される。公式文書も発表されるものと思われるので、記述することが必要である。	参考とさせていただきます。
5	P.4	(2)国・県の動向	「2-(2)国・県の動向」について p.3の「国際的な取り組み」では、国連での動きを適切に記述し、日本政府もそれに対応して動いてきていることを書くこと。つまり、婦人問題企画推進本部を設置して国内行動計画を策定し、これを改訂してきたこと、90年代には取り組みが強化され、男女共同参画推進本部、男女共同参画審議会が設置されて、男女共同参画社会基本法制定へと至ったこと。基本法に基づき男女共同参画基本計画が策定され、2001年には内閣府に男女共同参画局、男女共同参画会議が設けられて、現在の体制となったことを書くこと。	ご意見を受けて、下線部の文章を追加しました。 「国の動向をみると、国際婦人年の「世界行動計画」の実現に向けて、昭和50(1975)年に「婦人問題企画推進本部」を設置し、女性の地位向上のための国内行動計画を策定する等の取り組みが行ってきました。90年代に入るとその取り組みは強化され、平成6(1994)年に内閣総理大臣を本部長とする「男女共同参画推進本部」が設置され、…」
6	P.22	基本目標1課題3 メディア等における情報、表現に関する配慮	「多くの人の目に見える新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、インターネット等のメディアが発信する情報や個人の意識形成に大きな影響を与えます。(中略)男女共同参画社会の実現を強く阻害します。」とあります。そもそも、メディアの表現が受け手に悪影響を及ぼすか否かについては、近年否定(悪影響はゼロではないが、公的な法規制が必要でない)されています。よって、引用箇所の懸念は、的的外れな感が否めません。	該当箇所の主旨は、特定の個人や団体等の尊厳を貶めるような表現を流布させないためのものでありますので、原案のとおりとさせていただきます。
7	P.22	基本目標1課題3 メディア等における情報、表現に関する配慮	「このため、表現の自由は尊重しつつも、性別による固定的な役割分担や差別を連想させ助長する表現、男女間における暴力などを正当化し助長する表現、不必要な性的な表現を用いないような配慮をメディアに要請する必要があります。」 「要請」とありますが、これは行政が特定の表現を事実上排除する事を示唆します。行政がメディアに対してこの様な「要請」をすることは、検閲にあたる可能性があり、憲法の保証する表現の自由を侵害することになります。 使用しないとする表現の基準もまた曖昧なもの問題です。例えば「不必要な性的な表現」は、どの様な表現が該当するのでしょうか(女性がミニスカートを着て足を出して居る表現は、公共空間でも広く一般的に使用される表現ですが、本項の記述の解釈次第では「不必要な性的な表現」になりかねません)。また、明確な基準を伴って、誰がその基準を定めるのか、誰がその妥当性を保証するのか、不明です。この様な不透明な運用は権力の濫用の恐れがあり、受け入れられません。 「表現の自由は尊重」と称しながら、この様な表現の自由侵害を公然と押し進めることは、言行不一致も甚だしいと申し上げざるを得ません。行政による規制ベースの抑圧的な施策よりも、男女平等や男女共同参画を推進する表現を推進すること、例えば家庭内の様子や学校教育によって啓発してゆくべきであります。	ご意見を受けて、文章表現を下記のように修正いたします。 「このため、表現の自由は尊重しつつも、固定的な性別役割分担を前提とした表現や、暴力や差別を正当化し助長する表現、不必要な性的表現等については公に流布されることがないよう、様々な媒体に自主的な取り組みを求めます。」 本市の「川口市男女共同参画推進条例」第9条(公表に示す情報に関する配慮)に則った内容に改めています。 表現の基準については、埼玉県発行の「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」や市民のご意見を参考とさせていただきます。 家庭や学校教育を通じての啓発は、ご指摘通り推進させていただきます。
8	P.22	基本目標1課題3 メディア等における情報、表現に関する配慮	「性別による固定的な役割分担や差別を連想させ助長する表現、男女間における暴力などを正当化し助長する表現、不必要な性的な表現を用いないような配慮をメディアに要請する必要があります。」 これは憲法で保障された表現の自由及び内心の自由を侵害しています。その表現が必要であるか否かは表現者が決定すべきことであり、他人が決定できるものではありません。配慮を要請するのは実質的な事前検閲です。よってこのような意識を行政が持つことに反対します。	ご意見を踏まえ、No.7のように修正いたします。
9	P.22	基本目標1課題3 メディア等における情報、表現に関する配慮	「表現の自由は尊重しつつも」とありますが、まったく矛盾しているように思います。軽々しく「良い表現」「悪い表現」と断ずるのは、思想警察に近いものだと感じます。	ご意見を踏まえ、No.7のように修正いたします。
10	P.22	基本目標1課題3 メディア等における情報、表現に関する配慮	6行目「表現の自由は尊重しつつ、性別による固定的な役割分担や性差を連想させ助長する表現、男女間における暴力などを正当化し助長する表現、不必要な性的な表現を用いないような配慮をメディアに要請する必要があります」この部分は表現の自由から排除する必要がない。	ご意見を踏まえ、No.7のように修正いたします。

<第3次川口市男女共同参画計画素案>パブリックコメント

NO	ページ	分野	ご意見の内容	市の対応・考え方
11	P.22	基本目標 1 課題3 メディア等における情報、表現に関する配慮	「役割分担を押し付けた表現を許容しない社会的気運の醸成を図る」というのは公務員が市民を煽動しているということでしょうか？ 全体主義的な恐怖を感じる文言です。	ご意見を受けて、文章表現を下記のように修正いたします。 「表現された情報を市民が主体的に読み解き、不適切な表現の指摘、削除について自己発信できる能力(メディアリテラシー)の育成や向上に努め、不適切な情報や性別による固定的な役割分担を前提とした表現に対しては一人ひとりが疑問をもち、声をあげられる社会を目指します。」
12	P.22	基本目標 1 課題3 メディア等における情報、表現に関する配慮	松戸市の騒動が記憶に新しいのですが、アニメ絵が掲げられているだけで批判する人間もいます。そもそもすべての人間が納得する表現物など、この世に存在せず、批判というのはあって当たり前の事です。それだけに公的機関による配慮の要請というのは、くれぐれも慎重にしなければいけないものだと考えます。	本市の刊行物や様々な媒体による情報を発信する際は、その内容の趣旨やコンセプトを十分に踏まえた表現を心がけます。
13	P.22	基本目標 1 課題3 メディア等における情報、表現に関する配慮	男女共同参画社会の実現を目指すのは望ましい事だが、男女間の暴力を助長、連想させるような表現や不必要な性的表現とはどのようなものを指すのか？ それについて明確な基準や根拠が示されておらず、拡大解釈により制限がエスカレートしていかぬか大変疑問である。	ご意見を踏まえ、No.7のように修正いたします。
14	P.22	基本目標 1 課題3 メディア等における情報、表現に関する配慮	表現規制を促す配慮をメディアに要請する。これに対して基準が曖昧で、様々な分野にマイナスになるとしか思えません。差別的なのはちゃんと時間や配信方法なのでゾーニングかければいいのに、手当たり次第で他のデメリット考えず対応するのは西川口の一部をゴーストタウン化させた浄化作戦と同じじゃないですか。	ご意見を踏まえ、No.7のように修正いたします。 現段階で本計画で目指しているのは、一人ひとりのメディアリテラシーの向上と固定的な性別役割分担や差別・性暴力やDV・人権侵害等を是認する表現を用いないような配慮を促すこと、市が発行する情報におけるそのような表現を用いないことなどであり、世界中のあらゆるメディアを規制することではありませんので、「時間や配信方法などでゾーニングをかける」方法は今後の参考とさせていただきます。
15	P.22	基本目標 1 課題3 メディア等における情報、表現に関する配慮	「固定的な役割分担を押し付けた表現」この部分は押し付けた表現はどのような基準で選定するんですか？ 漠然としすぎて、なかなか考えなしにやっていると感じます。国や地域として文化的に出来上がった表現なども巻き込んで規制すると受けとれますけどそれって本当に正しいのでしょうか？ 女性に配慮しろってことは良いと思うのですが、とりあえず臭いものに蓋するだけと受け取れた感です。	ご意見を踏まえ、No.11のように修正いたします。
16	P.22	基本目標 1 課題3 メディア等における情報、表現に関する配慮	「表現の自由」に配慮しつつもと書かれているが「不必要な性的な表現を用いないような配慮をメディアに要請する必要がある」「男女平等の推進を阻害するような表現の排除に向けた社会的気運の醸成を図る」この様なものが書かれており一切表現の自由を大事にしていることが伺えます。明らかに表現規制以外の何物でもありません。そして男女平等はゴールの見えない空想の産物です。一方の人から平等に見えなくても別の人からみたら不平等に感じることだってある。どうやったらとしても人間には、能力にも財力にも差がありそれは社会生活を中てる中で避けられないものです。それらの差を無くす効力もロジックも一切、今回の計画案からはしないでほしい。表現の自由に配慮をしたいのであればこの計画は即刻中止にして再始動をしないことが一番です。一部から性的だと見られたり不必要な表現だと思われたとしても、それらを判断するのは川口市の人々でも偉い政治家でもなくクリエイター本人です。クリエイターを守れずして表現の自由は配慮されたと言えず守られません。二度とこのような馬鹿げた計画をやめてください。お願い致します。	ご意見を踏まえ、No.7・No.11のように修正いたします。
17	P.22	基本目標 1 課題3 メディア等における情報、表現に関する配慮	「メディア等における情報・表現における配慮」では、日本国憲法第21条に定められた「表現の自由」は尊重しつつも、「不必要な性的な表現を用いないような配慮をメディアに要請する必要があります」という記述があり、内容に矛盾を感じます。いわゆるポリティカルコレクトネスの押し付け、過剰なメディアへの自粛の押し付けに繋がる内容になってはいませんか。どうしてこういう意見を出すかと言うと、大阪府が2021年3月に策定した「男女共同参画社会の実現をめざす表現ガイドライン」の中に「2 考えてみようその表現(5)興味を引くために、女性を使っていませんか」という内容で、「こういう表現をしないように」という例としていわゆる漫画やアニメ、萌えキャラを撮ったポスターのイラストがあり、多くの漫画家やイラストレーターから批判の音が上がったからです。望み通りの花が咲かないからといって、除草剤で全ての花を枯らしてしまうような真似をしてはいけません。「表現を用いないような配慮をメディアに要請」するのではなく、男女共同参画のために「様々な表現を生み出していけるようにメディアに自由なアイデアを出してもらおう」事こそ必要なのではないでしょうか。	ご意見を踏まえ、No.7のように修正いたします。
18	P.22	基本目標 1 課題3 メディア等における情報、表現に関する配慮	一例として、現在、川口市のSKIPシティ映像ミュージアムで開催中の「ちびまる子ちゃん展(主催:埼玉県)」について、川口市は川口市教育委員会と並んで後援をしている。しかしながら、「ちびまる子ちゃん」では、まる子の母親は専業主婦であり、父親はサラリーマンで家では座ってビールを飲んでいるなど、性別による固定的な役割分担や差別を連想させる表現がなされている。また、クラスメイトである開口がまる子を殴るシーンなど、男女間における暴力などを正当化して描かれている場面がある。このように、特にエンターテインメント表現の世界において、本文章に示されるような表現は、憲法に保障された表現の自由として守られるべきである。行政から「要請」を行うことは民間の萎縮を招く可能性があり、検閲にも繋がりがねない行為である。こういったことから、本文章は削除するべきである。	ご意見を踏まえNo.7のように修正いたします。
19	P.22	基本目標 1 課題3 メディア等における情報、表現に関する配慮	表現に対する配慮をメディアに要請、及び市や関連機関に配慮する旨の文言がありますが、少なくとも現時点において、一定の表現が暴力を助長するとの科学的な因果関係は明らかにされていません。また、性的表現は自分自身の内面を表すことに不可欠な表現であり、現実には満たされない望みについて表現を通じて満たそうとする合理的な心の動きでもあります。過度な要請や配慮によって、市民や市内の表現が萎縮する可能性があり、文言の修正を求めます。	ご意見を踏まえ、No.7のように修正いたします。
20	P.22	基本目標 1 課題3 メディア等における情報、表現に関する配慮	不適切な情報や表現を容認しない旨の文言がありますが、不適切であるかを判断する根拠が明示的でなく、その場の担当者の偏った価値観によって恣意的な適用がなされる危険性があります。また、表現自体が性別による役割を強制させるわけではなく、逆に表現を容認しないことで被害や過去の経験を発表することができなくなる可能性も考えられ、文言の修正を求めます。	ご意見を踏まえ、No.11のように修正いたします。

<第3次川口市男女共同参画計画素案>パブリックコメント

NO	ページ	分野	ご意見の内容	市の対応・考え方
21	P.22	基本目標 I 課題3 メディア等における情報、表現に関する配慮	「このため、表現の自由は尊重しつつも、性別による固定的な役割分担や差別を連想させ助長する表現、男女間における暴力などを正当化し助長する表現、不必要な性的な表現を用いないような配慮をメディアに要請する必要があります。」 する必要はない。公権力が国民の権利を不当に制限するなど論外です。日本国憲法第二十一条を再読されることをおすすめいたします。 もしかして川口市の公務員試験では憲法の問題は出題されないのですか。 川口市民としては社会学的知見ではなく科学的知見に基づいた政策の遂行を求めます。 EBPMとはそういうことではないでしょうか。	ご意見を踏まえ、No.7のように修正いたします。
22	P.22	基本目標 I 課題3 メディア等における情報、表現に関する配慮	差別的な表現が望ましくないこと自体は明かですが、「連想させ助長する表現」という表現ではその定義が必ずしも明らかではありません。表現のメッセージ性を行政が判断することは極めて困難であり、運用によっては市や関連機関が要請という名の表現規制に繋がる可能性のある施策を行う可能性があることから、訂正または削除を求めます。なお、内閣府の「第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」は同様の指摘を受け「メディアにおける不適切な性・暴力表現」といった記述を「違法な性・暴力表現」といった記述に修正されています。	ご意見を踏まえ、No.7のように修正いたします。
23	P.22	基本目標 I 課題3 メディア等における情報、表現に関する配慮	フェイクニュースやヘイトスピーチといった不適切な表現を防ぐことは非常に重要ですが、定義が必ずしも明らかではない表現に対して行政が「容認しない社会的気運の醸成を図ります」と明言するのは不適切であるため、修正を求めます。	ご意見を踏まえ、No.11のように修正いたします。
24	P.22	基本目標 I 課題3 メディア等における情報、表現に関する配慮	映画やゲーム、体験型VRなどのエンターテインメント表現に対して、行政が表現制限に繋がるような活動を行うことの無いよう、要請いたします。	今後の施策を推進する上で参考とさせていただきます。
25	P.22	基本目標 I 課題3 メディア等における情報、表現に関する配慮	「性別による固定的な役割分担や差別を連想させ助長する表現、男女間における暴力などを正当化し助長する表現、不必要な性的な表現」や「不適切な表現」と言うこれらの文言は法的な根拠に基づいておらず、曖昧且つ恣意的な観点による表記であるため、広範囲にわたるメディアが排除の対象になりかねず、本来必要な啓発までも発信不可能になる可能性もあります。以上の理由により、男女共同参画と言う人権を尊重する社会作りを目指すことを目的とした計画案で用いるべき文言ではありません。また、行政によって恣意的な表現の定義と容認すべきではないと促すのも、メディアに対する誤解と偏見を助長することに繋がると共に、表現によって男女共同参画の実現に貢献している当事者を迫害してしまうことにもなりかねないことも留意下さい。 国政の第5次男女共同参画基本計画では上記の理由を懸念した上で「違法な性・暴力の流通を防止し」「実在する女性の人権を侵害するような情報への対策」と言うように実在する人物に対する侵害行為及び違法行為に対する対策を明記しています。 よって本計画案もそのように表記すべきです。	ご意見を踏まえ、No.7のように修正いたします。
26	P.22	基本目標 I 課題3 メディア等における情報、表現に関する配慮	メディアリテラシーの教育についても「不適切な情報や性別による固定的な役割分担を押し付けた表現を容認しない社会的気運の醸成」と表記されていますが、これはリテラシーを養うどころか、恣意的且つ固定的な解釈を押し付けた方針になっていることを指摘させていただきます。 あくまでもメディアリテラシーの育成は情報に対して多角的な視点を養い、そこから対処方法及び事実関係の探り方、判断能力を養うために行われるべきであり、よって「表現された情報を市民が主体的に読み解き、不適切な表現の指摘、削除について自己発信できる能力(メディア・リテラシー)の育成や向上に努め、不適切な情報や性別による固定的な役割分担を押し付けた表現を容認しない社会的気運の醸成を図ります。」と言う文章は再考した上で全体的に改めるべきであることを強く伝えます。	ご意見を踏まえ、No.11のように修正いたします。
27	P.22～23	基本目標 I 課題3 施策の方向(1)～(3)	課題3「メディア等における情報、表現に関する配慮」についてですが以下の文言 ・性別による固定的な役割分担意識を反映した表現 ・不必要な性的な表現 ・不適切な表現を受容しない社会気運の醸成 これら全て明確な基準が無いものですが、それを基に自治体が作品の持つ過去の時代背景を無視し、現代基準でメディアに改めるよう働きかける事など検閲その物でしょう。この案に乗っ取る時代劇はもちろん、古い作品や民話とかかなりアウトになりそうな問題です。なので賛同できません。	ご意見を踏まえ、No.7・No.11・No.32のように修正いたします。
28	P.22	基本目標 I 課題3 メディア等における情報、表現に関する配慮	「表現の自由は尊重しつつも、性別による固定的な役割分担や差別を連想させ助長する表現、男女間における暴力などを正当化し助長する表現、不必要な性的な表現を用いないような配慮をメディアに要請する必要があります。」という文言に強く抗議致します。 春日部市の名譽市民にもなっている「クレヨンしんちゃん」がその「性別による固定的な役割分担」に該当する専業主婦とサラリーマン家庭であり、規制の対象になり得るからです。また、埼玉県は上田清司知事の頃から全国の中でもどこよりも早く聖地ツーリズムに賛同し、『あの日見た花の名を忘れない』などアニメとのコラボを積極的に進めてきました。所沢市に開設されたKADOKAWAのさくらタウンも累計200万人の来場者数を突破し、売上・客数共に順調に推移しています。そんな中で、川口市がメディア規制を要請するような事をされてしまうと、埼玉県内の他の市にも萎縮効果やメディアマックス自体に悪影響を与えかねません。 「メディアへの要請」という表現規制の文言や「固定的な役割の表現」という「ちびまる子ちゃん」や「サザエさん」ですら規制対象になりかねない文言には強く抗議致します。学校教育における男女平等の意識が「平等」と回答している以上、「男女平等を阻害するアンコンシャス・バイアス」はメディアや子供の見るコンテンツのせいでなく成人の方々が長年生きてきた中で培われた意識の問題だと思えます。「昭和的価値観」を規制する方がよろしいのではないのでしょうか？メディアのせいとする前に、男女不平等で男性優位な意識がどこから来るのか調査をする事が先決だと思えます。	ご意見を踏まえ、No.7のように修正いたします。
29	P.22	基本目標 I 課題3 メディア等における情報、表現に関する配慮	連想、助長、不必要というワードが出てきますが、これを誰が判断するのでしょうか。おそらく行政関係者でしょうが、これは検閲に該当する表現規制になると思われれます。男女共同参画だけが特別な事情を有するするのは妥当ではなく、不適切な表現を指摘して削除させると言うのが適用するなら、あらゆるものに対して不適切な表現だと文句をつけて排除することが適用してしまいます。もし規制するというのがあれば、例えば「その表現のせいで生命・生活がおびやかされる」のように必要最低限のものに限定して頂きたい。「役割分担を押し付けた表現を容認しない社会的気運の醸成を図る」というのも表現の自由を制約することであり、正でできるのは憲法の道徳上、公衆の福祉による調整が必要なののみです。これは当該表現の自由の行使という基本的人権の行使が、他の基本的人権を侵害する場合にのみ妥協します。それ以外の場合には基本的人権である表現の自由を規制することは許されません。また、「社会的気運の醸成」とは山本七平氏がいうところの「空気」とか雰囲気によって、すなわち市民社会の法はルールではないものによって表現の自由を抑制しない圧殺するが如き状況を行政主導で実現することに他ならず、日本国の「法の支配」を維持確保する観点からすると、極めて危険な日本国憲法を頂戴した法秩序に対する挑戦だと評価させていただきます。せめて、「既存の固定的役割分担」とは多様な表現を構築する「など」に文言を修正するべきではないでしょうか。付言すると、望むと望まざるとに関わらず、伝統的な役割を引き受けて生きてきた人達に対して、その生き方は間違っていた、あなたの選択は不適切だと断じることにもなるでしょう。そのようなメッセージを行政権力が発信することの重大さをくれぐれも考慮頂きたいです。	ご意見を踏まえ、No.7・No.11のように修正いたします。

<第3次川口市男女共同参画計画素案>パブリックコメント

NO	ページ	分野	ご意見の内容	市の対応・考え方
30	P.22~23	基本目標1 課題3 施策の方向(1)~(3)	懸念点として本項に記載されて居る明確な差別や偏等の表現、それに実在児童に対する犯罪行為については確かに看過できません。しかしながら、いづれも既存の法令や民事で充分対応可能でし、家庭内の躾や学校教育によって予防可能と想料します。行政による表現規制は必要ありません。	ご意見を踏まえ、No.7・No.11のように修正いたします。
31	P.22~23	基本目標1 課題3 施策の方向(1)~(3)	P22~P23は削除すべきと考えます。表現に責任転嫁しても固定的な役割分担や差別、男女間の暴力等は無くありません。それどころか問題の本質から目をそらせ解決を遅延させます。百害あって一利なしです。	従来の新聞やテレビ、ラジオ、雑誌などの媒体にとどまらず、インターネットメディアやSNS等も情報媒体として一般化している現代においては、誰もが情報の発信者になりえます。それだけに、性別による固定的な役割分担意識を押し付けられない表現、人権や人物を認めない表現、暴力を肯定しない表現がどのようなものであるかを判断できるようなメディア・リアリティーの向上は、より一層重要になるものと考えております。したがって、本項は一部の表現を修正した上で、従前どおり計画に位置付けることとします。
32	P.23	基本目標1 課題3 施策の方向(1)メディアにおける男女の人権の尊重	男女共同参画の視点に立った男女平等の推進を阻害するような表現の排除という一文がありますが、行政権力が表現の排除を講ずるのは問題ではないでしょうか。 松戸市にて当地で活躍するタレントの女装(何の資質もないミニスカート)が性犯罪を助長するなどという誹謗中傷のような言いがかりを受け、警察の交通安全ナキキャンペーンから外される自体も起きています。このようなかえって女性の活躍や人権を侵害するような事に男女共同参画が利用されないよう、ご注意願いたく、よろしく願いたします。	ご意見を受けて、文章表現を下記のように修正いたします。 「男女平等の推進を阻害するような表現を容認しない社会を目指し、啓発や学習機会の充実を図ります。」
33	P.23	基本目標1 課題3 施策の方向(1)メディアにおける男女の人権の尊重	性別による固定的な役割分担やパートナー間における暴力、性暴力等を正当化するような表現であってもエンターテインメント表現(現実の暴力などを伴わないもの)であれば、その表現自体には違法性はない、川口市がその合法的な「表現の排除」を計画の内容に含めることは憲法21条に定められた表現の自由に反することであり、本内容は削除すべきである。	ご意見を踏まえ、No.32のように修正いたします。
34	P.23	基本目標1 課題3 施策の方向(1)メディアにおける男女の人権の尊重	「表現の排除」は科学的な根拠がないので削除すべき。表現は尊重して、規制するのは間違っている。	ご意見を踏まえ、No.32のように修正いたします。
35	P.23	基本目標1 課題3 施策の方向(2)男女共同参画の視点に立った自治体情報の提供	「市や関係機関が発信する情報や作成する刊行物等について、性差に関する偏見の解消や人権尊重を基盤とした表現に努め、男女共同参画の視点に立ったものであることに留意します。」 恣意的で不透明な運用の恐れがあります。また、特定の表現を排除することは、憲法の保証する表現の自由を侵害することになります。家庭内の躾や学校教育によって啓発してゆくべきであります。	該当箇所は、本市及び関係機関が発信する情報や刊行物等に関して努めるべき内容の記述ですので、原案のとおりとさせていただきます。
36	P.23	基本目標1 課題3 施策の方向(3)男女共同参画の視点に立った表現の浸透	川口市が「表現の排除」を促進することは憲法21条に定められた表現の自由に対することであり、著しい逸脱である。仮に憲法に定められた権利を侵害する場合は、せめても条例により、厳格に定義された条件において行われるべきであり、そうでない場合、本内容は削除すべきである。	ご意見を受けて、文章表現を下記のように修正いたします。 「埼玉県が発行した「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」等を活用するなどして、性差に関する偏見や人権軽視を助長する表現が流布されることを防止する取り組みを促進します。」
37	P.23	基本目標1 課題3 施策の方向(3)男女共同参画の視点に立った表現の浸透	「性差に関する偏見や人権軽視を助長する表現の排除」どの文言がありますが、これらを市民や事業所など民間に対して取り組みを促進することに反対致します。男女共同参画の視点に立ったジェンダー平等の促進は重要ではありますが、万人に向けて、法律や公共の福祉に反しない表現の規制を求めることは、憲法の表現の自由にも抵触する問題であり、安易な制限するべきではないと考えます。	ご意見を踏まえ、No.36のように修正いたします。
38	P.23	基本目標1 課題3 施策の方向(3)男女共同参画の視点に立った表現の浸透	性差に関する偏見や人権軽視を助長する表現の排除に向けた取り組みについて、「排除」と強い言葉を用いているが、市が国民の基本的な人権である言論・表現の自由を省みない形で規制を行なっていくような口ぶりで大変遺憾である。 表現の自由を十二分に尊重して、議論を頂きたいと思う。	ご意見を踏まえ、No.38のように修正いたします。
39	P.23	基本目標1 課題3 施策の方向(1)メディアにおける男女の人権の尊重 施策の方向(3)男女共同参画の視点に立った表現の浸透	「施策の方向(1)メディアにおける男女の人権の尊重」と「施策の方向(3)男女共同参画の視点に立った表現の浸透」、この2項については共通の論点があり、前提として行政が表現の排除を行うことは行政による民間への干渉であり、憲法21条、表現の自由の侵害であることハッキリと述べさせていただきます。 「暴力、性暴力等を正当化し助長するもの、男女共同参画の視点に立った男女平等の推進を阻害するような表現」「性差に関する偏見や人権軽視を助長する表現」と言うのはあくまでも表現に対する恣意的な解釈に過ぎず、行政及び条例、規律でそのような規定を定めることは、例えば「表現者が表現した意図は実際は自分が感じたことと異なるのではないか」と言う考察の余地を奪うことでもあり、更に意見表明の機会と視点を広げる余地を失うことにも繋がります。 よって施策の方向(1)メディアにおける男女の人権の尊重の「性別による固定的な役割分担やパートナー間における暴力、性暴力等を正当化し助長するもの、男女共同参画の視点に立った男女平等の推進を阻害するような表現の排除に向けた社会的気運の醸成を図るため、啓発や学習機会の充実を図ります。」と言う文章は全面的に削除すべきであり、施策の方向(3)は削除、あるいはタイトルを「男女共同参画の視点に立った表現の浸透」から「男女共同参画の実現を目的とした啓発、情報発信を行う場合と改め、「男女共同参画の視点に立った男女平等の推進が阻害されることのないよう」「性差に関する偏見や人権軽視を助長する表現の排除に向けた取り組みを促進します。」といったこれらの文章は削除した上で文章を改めるべきであることを強く伝えます。	施策の方向(1)については、ご意見を踏まえNo.32のように修正いたします。 施策の方向(3)についても、ご意見を踏まえNo.36のように修正いたします。
40	その他		この手の条例の背景にある「ジェンダーロールを押し付けないこと」自体自治体がかえってほしい価値観の押し付けになっているのではないかと感じます。	本市が令和3年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」によると、「男は仕事、女は家庭」というような性別による役割分担意識に肯定的な考え方を持つ市民の割合は25.7%である一方、否定的な考え方の割合は62.0%にのぼります。 本市では、市民のニーズを把握し、今後の施策を推進していきたいと考えております。
41	その他		川口市在住だとおっしゃってる某漫画家さんのファンなので、その人の作品に影響が出たら困ると思い意見を送らせていただきました。	民間の個人や企業・団体等の創作活動そのものを妨げる目的ではありません。